

令和4年 フォークリフト安全ポスターデザインコンテスト実施要領

1 名称

フォークリフト安全ポスターデザインコンテスト

2 目的

全国のフォークリフトによる事故件数（死亡又は休業4日以上労働災害）は年間1,900件以上で推移しており、埼玉県は全都道府県中2番目に多い状況にあることから、フォークリフト事故防止対策を強化し、事故件数を減少に転じさせることが喫緊の課題となっている。

このため、フォークリフトによる事故防止に関して、県民の安全意識の醸成及び効果的な推進を図ることを目的とした「フォークリフト安全ポスターデザインコンテスト」を開催する。

なお、本コンテストでは、優秀な作品を表彰するとともに、埼玉労働局長賞等の受賞作品については、下記実施主体が作成するフォークリフト安全ポスターのデザインとして採用する。

3 実施主体

埼玉労働局、陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会埼玉県支部

4 募集テーマ

フォークリフト事故のほとんどが、正しい作業方法・作業手順が行われずに発生していることから、下記の正しい作業方法・作業手順の励行を呼びかけるポスターデザインを募集する。下記項目を一つ以上含めたポスターデザインとし、下記項目以外の安全対策を含めても構いません。

また、ポスターデザインの作成にあたっては、必要に応じ、「まんがでわかるフォークリフトの安全衛生」（別紙1）や職場のあんぜんサイトに掲載する「労働災害事例」（下記URL）も参考にすること。

- ①無資格運転の禁止
- ②歩行者とフォークリフト走行路の分離
- ③シートベルトの着用
- ④旋回・走行時の安全確認

【職場のあんぜんサイト「労働災害事例」】

※下記URLにアクセスしキーワードを「フォークリフト」で検索。

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

5 表彰点数

- ・埼玉労働局長賞 1点
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部長賞（陸災防埼玉県支部長賞）1点
- ・公益社団法人建設荷役車両安全技術協会埼玉県支部長賞（建荷協埼玉県支部長賞）1点
- ・入賞 10点から20点

6 募集期間

令和4年7月1日（金）～8月31日（水）（当日消印有効）

7 応募要件

- ・募集対象 絵画・イラスト・CG・写真などの平面作品
- ・応募資格 埼玉県内に在住、在学又は在勤する者
- ・応募点数 制限なし（ただし、作品1点につき、必ず別紙2の応募用紙1枚を記入すること）
- ・作品サイズ 応募作品は必ず「B3サイズ・タテ」で応募すること。なお採用された作品は「B2サイズ・タテ」又は「B3サイズ・タテ」で印刷・掲示するので、これを想定したデザインにすること。

8 応募方法

応募しようとする者は、応募作品とともに別紙2の応募用紙に必要事項を記入し、作品とともに下記の応募先へ郵送又はメールにて提出するものとする。メールで応募する場合、容量の上限は7MBまでとし、それを超える場合は電子媒体（CD-R等）で郵送にて提出すること。

応募先住所：〒330-6016 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2

埼玉労働局労働基準部健康安全課内ポスターデザインコンテスト事務局

応募先メールアドレス：kenkouanzenka-saitamakyoku@mhlw.go.jp

8 審査

表彰の広報を適正かつ円滑に選定するため、フォークリフト作業の安全対策に関して知見を有する委員で構成する審査委員会を設置する。

委員長は、委員の互選によりこれを定め、審査委員会は、コンテストの応募テーマに照らして審査し、表彰の候補を選定する。

その他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定めるものとする。

る。

9 受賞作品の公表

受賞作品は、本年9月下旬に埼玉労働局ホームページにて公表することとする。

なお、受賞作品の公表に当たっては、受賞者に確認の上、受賞者の住所（市区町村名のみ）及び氏名（ペンネーム可）を併せて公表する。

10 表彰式

(1) 「埼玉労働局長賞」、「陸災防賞」及び「建荷協賞」受賞者を対象に表彰式を行う（本年9月下旬頃を予定）。

(2) 上記以外の入賞者に対しては、ホームページでの公表をもって表彰に代えることとする。

11 受賞作品の活用

フォークリフト事故防止対策の推進に資するため、埼玉労働局長賞等の受賞作品については、実施主体が作成するポスターデザインとして採用する。また、受賞作品については、実施主体のホームページや関係団体の広報誌への掲載、フォークリフト販売店、フォークリフト技能講習の登録教習機関に掲示するなど、広く紹介する。

12 注意事項

- ・応募に際して事実関係の誤認を含む作品や、誤った表現に注意すること。
- ・応募作品は、応募者又は応募者が本コンテストに応募することについて同意した者が、自らの着想に基づき制作した未発表のものに限ることとする。
- ・知的財産権など第三者の権利を侵害するものは、応募作品とすることができない。第三者の知的財産権を侵害する疑いのある作品については、審査結果後であっても受賞を取り消すことがある。
- ・入賞作品に関する一切の知的財産権（著作権法第27条及び第28条に定められる権利を含む。）は埼玉労働局に帰属することとし、応募者は、埼玉労働局が入賞作品に関して行う、利用、管理、処分等の行為について、著作者人格権を行使しないものとする。
- ・応募作品について、著作権等に関する争議が生じた場合、埼玉労働局は一切責任を負わない。
- ・写真を使用し、人物が被写体となっている場合、あらかじめ被写体の方の承諾を得て応募すること。

- ・応募者は、作品を折り曲げたり丸めたりせずに送付すること。
- ・ポスター作成の際、受賞者と相談の上、オリジナリティを損なわない程度に修正・補作することがある。
- ・審査状況や審査結果に関する問合せには応じられない。
- ・応募作品の返却は行わないこととする。

担当：埼玉労働局労働基準部健康安全課内
フォークリフト安全ポスターデザインコンテスト事務局
電話番号：048(600)6206（直通）
メールアドレス：kenkouanzenka-saitamakyoku@mhlw.go.jp